

併設型短期入所生活介護へさか福寿苑運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人かきづばた福祉会が開設する短期入所生活介護へさか福寿苑(以下「事業所」という)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(特別養護老人ホームへさか福寿苑において空床利用型として実施するものを含む。以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下、「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護 へさか福寿苑
(空床利用型にあっては特別養護老人ホーム へさか福寿苑)
- (2) 所在地 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号
(特別養護老人ホームへさか福寿苑に併設)

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容(空床利用型による場合を含む。)は、次の通りとする。(介護予防も合算して表記する。)

① 管理者 1名(常勤専従 1名)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

(1)医師 1名(非常勤専従 1名)

健康管理及び療養上の指導を行う。

生活相談員 1名 (常勤専従 1名)

利用者及び家族の心身の状況、その置かれている環境等の明確な把握に努め、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(2)介護職員 50名 (常勤専従 44 (内9名)名、非常勤専従 6 (内1名)名)

短期入所生活介護サービス計画書に基づき、利用者が自立的な日常生活を営むことを支援し、心身の健康維持を図るとともに、重度化の防止に努める。

(3)看護職員 7名 (常勤専従 3名 非常勤専従 4名)

常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を、医療と連携し行う。

(4)機能訓練指導員 1名(常勤専従 1名)

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むに必要な機能を改善し又はその減退を防止するため、介護職員、生活相談員、看護職員等と共に、利用者ごとに機能訓練計画書を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練指導を行う。

(5)管理栄養士 1名 (常勤専従 1名)

利用者の年齢、心身の状況等により適切な栄養量及び内容の食事を提供し、栄養保持増進に努めるため、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、看護職員、介護職員、生活相談員と共同して、利用者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、当該計画に従い利用者の栄養状態を定期的に記録、評価し栄養状態の改善に努める。また、給食業務並びに食品衛生の管理を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員はつぎの通りとする。

①併設型 16名 (1ユニットの定員8名が2ユニット)

②空床利用型 特別養護老人ホーム へさか福寿苑の定員 82名以内

(1ユニットの定員8名が8ユニット、定員9名が2ユニットの計10ユニット)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次の通りとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

①入浴・排泄・食事等介護及び日常生活上の世話

②日常生活動作等の機能訓練

③健康チェック

④送迎

⑤夜間看護体制

- 2 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う短期入所生活介護及び介護予防
短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

①実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに 20円

- 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

① 滞在費 ユニット型個室 2,400円

② 日常生活および教養娯楽費等、利用者の趣味嗜好に供するもの 実費

③ 食費（朝食 400円 昼食 600円 夕食 500円）

合計1,500円（1日あたり）

④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

⑤ 理容・美容代 実費

⑥ 電気代（備え付けのテレビを除く、利用者持ち込みの家電製品について）

1家電製品につき1日30円を徴収

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 全各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス提供時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療医機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第8条 通常の送迎の実施地域は、広島市、府中町、海田町、坂町の区域とする。

(但し、広島市佐伯区湯来町を除く)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうように指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回（内夜間想定訓練1回を含む）以上実施する。また、地域防災協定を結び地域住民と連携した避難訓練を実施することとする。
- 3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置するものとする。また、居室を含む全館にスプリンクラー装置を設置するものとする。
- 4 事業所は、地震等自然災害における緊急福祉避難場所として、利用者、従業者及び地域住民等（避難者を含む）のための適切な量の飲料水・食料品を備蓄することとする。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講ずるものとし、組織運営の健全化を図る。

- ①管理者を責任者とし、多職種からなる「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等定期的に開催するとともに、検討内容を従業員に周知徹底する。
- ②法人理念の基、虐待“0”を宣言し管理者及び従業者間において、その方針を共有する。
- ③個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確にした上で取り組みを行う。
- ④運営やサービスに関する自己評価、第三者評価を実施し、評価内容や改善等、取り組みについて利用者等、家族等と情報共有を図る。

2 従業者の負担やストレスへの対応

- ①職種ごとの業務の流れや作業手順を見直し、必要な時間帯等において柔軟な人員の配置を行う。
- ②認知症状や環境変化により特に集中的なケアが必要な状態にある期間においては、夜間帯における従業者を1名増員する等の措置を講ずる。
- ③ストレステスト等を用い従業者のストレスの把握に努めるとともに従業者間の声掛けや、月一回の悩み相談室等による早期発見に繋げる。

3 チームアプローチ、従業者間の連携

- ①新規利用時や状態の変化があるような個別のケースに対応するために、関係従業者の役割を明確化していく。
- ②カンファレンス等の情報共有やケア方針の決定の仕組みや手順を明確化していく。

4 職業倫理、法令順守の意識の啓発

- ①ユニット会議やケアカンファレンス等において提供しているケアが利用者本位のケアとなっているかを常に確認していく。
- ②法人理念に沿って、ユニット毎に利用者等の特性を鑑み、月ごとのケア目標を決定し共有していく。

5 ケアの質の向上

- ①アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得やアセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアの検討等について施設内外の研修参加の機会を確保する。
- ②認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、施設内外の研修参加の機会を確保する。

6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進ための介護者教室、講座開催等の支援や啓発活動を実施する。

7 虐待が疑われる事例を発見した場合には、市区町村関係機関へ通報します。

8 虐待防止のための措置等について

- ①人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制整備。
- ②成年後見制度の利用支援。
- ③虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施。

9 従業者、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- ①殴る・蹴る等、利用者の身体に直接侵害を与える行為。
- ②合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為又は適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続される行為。
- ③屋外や南廊下に追い出す、居室に閉じ込めるなどして叱責すること。
- ④強引に引きずる、移乗時に不必要に体を持ち上げ叩きつけるような行為。
- ⑤食事を与えない、もしくは従業者の不適切な判断による食事の中止。

- ⑥利用者の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- ⑦乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ⑧事業所を利用させない旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
- ⑨性的な嫌がらせすること。
- ⑩利用者等を無視すること。

(身体拘束等について)

第 12 条 事業所は、身体拘束 “0” を宣言し、原則として利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者等または従業者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、以下に定める要件等を遵守し、かつ定められた手順に沿ってのみ同意された条件と期間内に限って身体拘束を行うことができる。

- ①管理者を委員長とし、多職種からなる「身体拘束廃止委員会」（以下、委員会という）を設置し、チームで身体拘束等について検討を行う体制を構築する。
- ②委員会において 3 つの要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たす状態であることを、「身体拘束 0 の手引き」、「身体拘束廃止マニュアル（法人）」等の指針に照らし合わせ検討、確認し記録を行う。
- ③身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、利用者等又はその家族へ説明を行い、同意を頂く。
- ④身体拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家族への説明を行います。
- ⑤身体拘束等の解消後の拘束等の妥当性について、委員会で検証作業を実施し記録を行います。

(金銭管理代行)

第 13 条 現金等は原則として利用者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は、法人の利用者預かり金規定に従い事業所が管理の代行を行うことができる。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、管理者及び生活相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 2 か月以内
- ② 繼続研修 年 1 回
- ③ 外部研修及び事業所内研修への参加（適宜）

※③の研修内容については、以下の通りとしその経験年数や職務及び能力等を勘案し計画的に実施する。

- ・介護保険関係法令を含む関係法令の理解及び遵守
- ・利用者等の人権の擁護、虐待の防止
- ・認知症高齢者、若年性認知症患者への理解

- ・医学等関連する領域の基礎的な知識の習得
 - ・最新の介護技術の習得
 - ・アセスメント、サービス計画の基本的な考え方
 - ・身体的拘束等によらないケアの実施
 - ・他の福祉医療サービスとの連携のあり方
 - ・提供するサービスの質の自己評価のあり方
 - ・従業者等の職場環境の改善を含む労務管理
 - ・サービス中の事故防止等のリスクマネジメント
 - ・その他必要と認める研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かきつばた福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。